

特定防除資材（特定農薬）指定に係る今後の進め方について（案）

<特定農薬制度の趣旨>

- ・無登録農薬の販売・使用が問題を契機として、平成14年の臨時国会で農薬取締法が大幅に改正、農薬の製造・使用等の規制を強化
- ・農家が自家製造して使用している防除資材等で、明らかに安全上問題のないものにまで登録の義務を課すことは過剰規制となるおそれ
- ・「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」（特定農薬）について、農薬登録を不要とする制度を新設

<個別資材の検討状況等>

これまでの合同会合において、審議を行った個別資材は以下のとおり。

- ・木酢液（第6回、第10回で審議。その結果、継続審議）
- ・電解次亜塩素酸水（第6回、第7回、第9回、第10回で審議。その結果、継続審議）
- ・焼酎（第6回で審議）
- ・ウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液（第10回で審議。その結果、継続審議）
- ・ヒノキの葉（第10回で審議。その結果、継続審議）

<今後の進め方>

- ・継続審議となっている資材のうち追加資料の提供があった「電解次亜塩素酸水」、「木酢液」、「ウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液」について、今回、審議を行う。
- ・第10回合同会合において、「安全性が明らかであり、生産現場で防除目的に使われているもの（食品等）であれば、薬効に係る資料の一部について省略して評価する」こととされた。これを受け、第6回合同会合において、提出された薬効試験では十分な効果が確認できなかったため審議が打ち切られていた「焼酎」について、使用実態が確認されたため、今回、改めて審議を行う。
- ・今回審議を行う資材の他にも、評価に必要な資料が整いつつあるものもあるため、準備が整い次第、次回以降の合同会合において審議していく予定。
- ・さらに、上述の資材以外にも、今後、評価指針に基づく薬効・安全性に関する情報が提供されたり、事務局において、文献調査や使用実態調査（食品など）を行った結果、評価に必要な資料が整えば、次回以降の合同会合において審議していく予定。

＜これまでの合同会合における検討経緯＞

1 第1回合同会合（平成15年1月21日）了承事項

- ①平成14年末に都道府県及びインターネットを通じて行った調査で情報提供のあった資材のうち、「食酢」、「重曹」及び「天敵（使用される場所の周辺で採取されたもの）」の3資材を特定農薬に指定【別添 p1】
- ②「特定農薬」の通称を「特定防除資材」とすること

2 第2、3回合同会合（平成15年4月16日、同年5月21日）了承事項

- ①「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（案）」について
→平成16年3月に「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について」通知（以下「評価指針」という。）を发出
- ②特定防除資材の指定が保留されている資材のうち、農薬ではないとされるもの及び農薬として使用すべきでないもの（使用する場合には農薬登録が必要なもの）を特定し、特定防除資材の指定検討対象から除外すること
→平成16年4月に「特定防除資材（特定農薬）に該当しない資材の取扱いについて」通知を发出【別添 p3】

3 第4回合同会合（平成16年11月30日）了承事項

- ①魚毒性の判定に必要な試験の具体的な実施方法について【別添 p13】
- ②食品中の残留基準が設定された成分を含有する資材（除虫菊を含む資材及び光明丹（四酸化三鉛））及び毒劇物に指定されている化学物質については特定防除資材の指定の検討対象から除外すること【別添 p31】
- ③特定防除資材の指定が保留されている資材のうち、薬剤でないと思われるもの等を「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」通知へ追加すること【別添 p33】
- ④評価指針Ⅲの1の（4）*に規定する「化学合成された界面活性剤等の補助成分」に該当するものを明確化【別添 p37】
*当該項目では、特定防除資材の指定の検討対象から除外するもののリストを定めている

4 第5回合同会合（平成17年2月21日）了承事項

特定防除資材の指定が保留されている資材のうち、液状活性炭等については特定防除資材の指定の検討対象から除外とすること【別添 p41】

5 第6回合同会合（平成17年8月31日）了承事項

- ①複数の原材料からなる混合物の評価方法について【別添 p43】
- ②農薬と混合して使用される糖類等については、農薬取締法上の農薬に該当しないものとして取り扱うこと【別添 p49】
- ③特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導に係る基本的考え方について【別添 p51】

6 第7回合同会合（平成18年3月31日）了承事項

- ①社会通念上一定の性質を持つと判断されない資材については、製造条件を設定し、それに合致する資材の薬効・安全性を評価することについて【別添 p54】

現在、審議中の資材の中では、電解次亜塩素酸水、木酢液がこれに該当する。

【電解次亜塩素酸水の場合】

第9回合同会合において、電解次亜塩素酸の生成装置は多様であり、また生成条件により違いが生じるため、何らかの条件設定が必要であると指摘されたことを受け、第10回会合において、以下の製造条件で生成する電解次亜塩素酸水について評価をスタートすることです承

「塩化カリウムまたは塩酸と飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH6.5以下、有効塩素濃度10～60mg/kgのもの」

【木酢液の場合】

第7回合同会合において提案した条件で製造されたサンプルの中に、高濃度のホルムアルデヒドを含むものがあった。

ホルムアルデヒドの低減化を図るため、今回、関係団体から以下のとおり製造条件が提案されている（第7回合同会合に提案した内容に、アンダーライン部分を追加）

「特定防除資材として指定される木酢液、竹酢液とは、住宅・家具等の廃材でなく、殺虫消毒や防腐処理されていない木質原料を炭化する過程で、排煙口の温度が80℃以上150℃未満で排出される排煙を冷却し、得られた液体を90日以上静置した後、上層の軽質油と下層の沈降タールを除去した中層部分を精製した液体とする。」

- ②「化学合成された物質」については、評価指針Ⅲの1の（1）*において特定防除資材の指定の検討対象資材の範囲外と規定されているが、「人工的に合成可能であるが、天然にも存在する化学物質」は検討対象資材の範囲内とすること【別添 p54】

*当該項目では、特定防除資材の指定の検討対象から除外するもののリストを定めている

- ③全ての用途、対象作物に関する薬効データを求めるのは現実的でないことから、実際に使用の認められる一部の用途につき薬効があると確認されれば、その資材は「薬効がある」と判定すること【別添 p55】

- ④水産動植物に対する安全性評価の見直し（供試動物をミジンコからオオミジンコへ変更等）に係る評価指針の改正（案）について
→平成21年7月に評価指針を改正

7 第8回合同会合（平成19年10月30日）了承事項

定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材や文献等により毒性を有している可能性がある資材については、検討対象から除外し、病虫害防除目的の使用を不可とすること等、特定防除資材としての指定の判断が保留されている資材の整理方針案について【別添 p63】

8 第9回合同会合（平成20年9月2日）了承事項

第8回合同会合において了承された整理方針を踏まえ、特定防除資材としての指定の判断が保留されている個別の資材のうち、引き続き特定農薬の指定に関する検討を行う資材と、検討対象から除外する資材の整理案について（ただし、一部の資材の再整理を事務局に一任）【別添 p73】

なお、平成14年末に都道府県及びインターネットを通じて情報収集した資材のうち、第9回合同会合において特定農薬の指定の検討対象から除外することとした資材については、「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材の取扱いについて（案）」通知及びこれに係る指導通知を発出し、周知する予定。

9 第10回合同会合（平成20年11月21日）了承事項

①増殖した土着天敵の利用は、一定の条件の下、認めること【別添 p97】

②安全性が明らかであり、生産現場で防除目的に使われているもの（食品等）であれば、薬効に係る資料の一部を省略して評価するなどの除外規定を評価指針に追加すること【別添 p101】

→平成21年7月に評価指針を改正

[関係機関への通知]

・H15.3.13付け 14生産第10052号

農薬取締法の一部を改正する法律の施行について

・H16.3.1付け 15消安第6522号、環水土発第040301001号

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について

・H16.4.23付け 15消安第7436号、環水土発第040423001号

特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて

・H21.3.2付け 20消安第11885号、環水大土発第090302001号

特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について

・H21.7.13付け 21消安第2712号、環水土発第090713001号

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針の一部改正について

・H21.11.5付け 21消安第8305号、環水土発第091105001号

特定防除資材の指定に関する資料を提供する際の資料概要の様式及び記入例について



財務省印刷局発行

明治十七年三月三十一日 日刊(行政機關の休日休刊)
第三版 郵務特許可 付録資料版(毎週水曜)

目次

(告 示)

○特定農薬を指定する件
(農林水産・環境一)

○農林水産省告示第一号

環境省告示第一号
農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。

平成十五年三月四日

農林水産大臣 大島 理森
環境大臣 鈴木 俊一

- 一 天敵
 - 昆虫網及びクモ綱に属する動物(人畜に有害な毒素を産生するものを除く。)であつて、使用場所と同一の都道府県内(離島)その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島をいう。)にあつては、当該離島内)で採取されたもの
 - 二 以外のもの
 - 重曹及び食酢

15消安第7436号
環水土発第040423001号
平成16年4月23日

都道府県知事 \
あて
関係団体の長 /

農林水産省消費・安全局長

環境省環境管理局水環境部長

特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて

特定農薬（特定防除資材）については、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項ただし書の規定に基づき、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬とされている。

農林水産省及び環境省では、平成14年11月から12月までの間に公募によって収集した、特定農薬の候補となる資材の情報を基に、農業資材審議会及び中央環境審議会における検討の結果を踏まえつつ、平成15年3月に、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定農薬として指定したところである。

一方、その際に、情報提供があった他の多くの資材についても、農業資材審議会及び中央環境審議会において検討が行われ、これらのうち、

- ① 17種類の資材については、薬効は認められるものの、使用方法によっては安全性に懸念があることから、登録農薬でない限り農作物等を害する病虫害の防除及び農作物等の生理機能の増進又は抑制を目的として（法第1条の2参照。以下「農薬として」という。）使用すべきでないこと、
- ② また、58種類の資材等については農薬に該当しないと判断される
との結論が得られたところである。

こうした検討の結果を踏まえ、今般、別紙1及び別紙2に掲げる資材については、農薬として使用するためには法第2条第1項の規定に基づき農林水産大臣の登録が必要である資材として、また、別紙3に掲げる資材については、法第1条の2に規定する農薬に該当しない資材として取り扱うこととするので、貴職におかれては、この旨御了知の上、下記の事項に留意するよう、貴県^{*1}内の関係者への周知及び指導の徹底に努められたい。^{*2}

記

1 資材の製造、輸入又は販売に係る取扱い

- (1) 別紙1に掲げる資材は、過去に農薬としての登録があったが、現在、登録がない資材であり、これらの資材を農薬として製造又は輸入する者は、法第2条第1項に基づき農薬として農林水産大臣の登録を受ける必要があること。
- (2) 別紙2に掲げる資材は、現在、農薬としての登録がある資材であるが、これらの資材を新たに農薬として製造又は輸入する者は、法第2条第1項に基づき農薬として農林水産大臣の登録を受ける必要があること。
- (3) 別紙1及び別紙2に掲げる資材を販売する場合には、法第2条第1項に基づく登録があり、法第7条の規定による表示のある農薬でなければならないこと。

2 資材の使用に係る取扱い

- (1) 別紙1に掲げる資材については、現在、農薬の登録がないため、農薬として使用できないこと。
- (2) 別紙2に掲げる資材を農薬として使用する場合には、農薬の容器又は包装に法第7条の規定による表示のあるものを、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号）を遵守して使用しなければならないこと。
- (3) 別紙3の1から3までに掲げる資材又は動植物については、法第1条の2に規定する農薬に該当しないと判断されること。また、別紙3の4に掲げる資材については、提供された情報の中に記入されていた使用目的・使用方法で使用される限りにおいては、農薬に該当しないと判断されるものの、これらの資材を農薬として使用した場合は、法に違反することとなること。

(施行注意)

- ※1 北海道あてには「貴道」、東京都あてには「貴都」、京都府及び大阪府あてには「貴府」とする。
- ※2 別添1あての場合には、「貴傘下団体に対し、周知方よろしく願います。」とする。

(別紙1)

情報提供の あった資材 名	情報提供の 対象農 作物	使用方法・目的	法第2条第1項の規定に基づく登録が必要である 理由	(参考：過去に登録のあった農薬情報) 農薬の有効成分名、 種類等	失効年	対象病害虫、農 作物等
ナフサク (α-ナ タリ 酸)	果樹等農作物全般	果実の肥大又は散 布、根灌水	慢性毒性の評価がなされていないことから安全性 が確認されない。農作物への薬害のおそれ。	ナフサク(α- ナフタリ 酸) (植調 物成長整 剤)	昭和51 年	リンゴ、ナシ等 の果樹、茶、桑 の葉等に対する発 落防止又は根 根促進に使用
塩化ベン ルコウム	野菜、花卉、 観葉植物等 の病菌	水耕栽培で消毒の ため水に溶かし、下 又は温室内に吊 げ	医療用消毒剤であり、感作(明らかな免疫反応) や非特異的生体作用を引き起こす可能性がある。登録されたときは、高温時の 薬害の注意や、広範囲に使用する場合の魚毒性に 注意することとされた。	塩化ベン ルコウム(殺 菌剤)	昭和54 年	イチゴ、とうもろこ し、みょうろ、か んかん、かき、 いよに、いよに の病に使用
クレゾール (ナフタリ ンと一緒に 使用)	ハウスメ ン等の ハダニ	忌避のためビニ ルに入れてハ ダニに吊す	急性経口毒性がラットで121mg/kgと高い。皮膚 や目に触れるとひどいやけどを起すほか、蒸気 吸入により使用者の安全性に問題。散布された場 合農作物の安全性も懸念。	クレゾール (BHC、 ナフタリ ンとの混 合剤) (忌避剤)	昭和46 年	畑地の野そ及び もぐらの侵入防 止、忌避に使用
クレオソ ート(灯油と使 用)	メロン等 のハダニ	忌避のため空きの両 側に入れハ ダニに設置	クレオソート油は皮膚に対して刺激性があり、蒸気が高 濃度の場合目や呼吸器系の粘膜を刺激する。	クレオソ ート油(忌 避剤)	平成4 年	林地のエゾウヤチ ギ及びエゾミ ネズミの使用 のししの忌避 に使用
たばこく す ・たばこ抽 出物	野菜のア ブラムジ等	殺虫のため散布	たばこには含まれるニコチンは毒物であり、人畜に 対する急性毒性及び魚毒性が強い。登録されている たばこには急性毒性、人畜やカイコに対する毒性の強さに注 意することとされた。	クレオソート(2- ナフトールとの 混合剤) (忌避剤)	昭和46 年 昭和27 年	野そ、猪、野そ 熊及びモグラの 忌避に使用
				たばこ粉 (殺虫剤)	昭和48 年	稲、果樹及び野 菜のモメイト、ア ブラムジ、ウカ等の殺虫 に使用

(別紙2)

情報提供のあった資材名(=農薬名)	農薬の種類	使用方法	登録農薬を使用すべき理由
ジベレリン	植物成長調整剤	散布	使用方法によっては、農作物等への薬害が生じるおそれがある。
ホルクロルフロエニユロン	植物成長調整剤	散布	使用方法によっては、農作物等への薬害が生じるおそれがある。また、目に対し刺激性があることから人畜に悪影響を及ぼすおそれがある。また、魚毒性 B に該当する資材であり、水産動植物に悪影響を及ぼすおそれがある。
ストレプトマイシン	殺菌剤・植物成長調整剤	散布	使用方法によっては、農作物等への薬害が生じるおそれがある。また、目に刺激性があることから、人畜に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに、抗生物質であり、食品衛生法では食品に含まれてはならないこととされているため、農作物等に残留した場合、食品衛生法上流通が認められないという問題も起こりうる。
硫黄	殺菌剤	散布、くん煙	使用状況によっては農作物等への薬害が起こりうる。また、空气中で酸化し、有毒な亜硫酸ガスとなるほか、眼や皮膚の刺激性がある剤であり、人畜に悪影響を及ぼすおそれがある。
硫酸銅・生石灰(ボルドー液の原料)	殺菌剤	散布	硫酸銅は劇物であり、また生石灰は強アルカリ性である。これらは使用方法によっては農作物等に薬害が生じるおそれがあるほか、皮膚に刺激性があるとともに眼に入ると危険であり、人畜への悪影響を及ぼすおそれがある。また、硫酸銅は魚毒性 C であり、ごく低濃度で水産動植物に著しい悪影響を及ぼすおそれがある。
塩基性塩化銅	殺菌剤	散布	使用方法によっては農作物等の薬害や人畜等に悪影響が生じるおそれがあるほか、魚毒性 B に該当する資材であり、水産動植物に悪影響を及ぼすおそれがある。

2. 農薬取締法上の天敵に該当しないもの

(1) 情報提供のあったもの

①動物

動物の種類	対象病虫害等	提供された情報の中に 記入されていた効果
アイガモ、アヒル	雑草、害虫	雑草の摂食・除去、害虫の捕食
スズメ	害虫	害虫の捕食
カエル	害虫	害虫の捕食
牛、ヤギ、羊	雑草	雑草の摂食
コイ、フナ、ドジョウ	雑草	雑草の摂食・除去
ホウネンエビ	雑草	雑草の摂食・除去

②植物

植物の種類	対象病虫害等	提供された情報の中に 記入されていた効果
ギニアグラス (イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
クロタラリア (マメ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
イライライグラス (イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
エンバク (イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
ソルゴー (イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
マリーゴールド (キク科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
ラッカセイ (マメ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
エンドウ等コンパニオンプ ラント	害虫	圃場の在来天敵を増やすこ とにより害虫の密度を減少
緑肥作物	土壌線虫等病 害虫	他の作物との輪作により土 壌病虫害の密度を減少

③使用方法から見て天敵の使用に該当しないもの

- ・天敵昆虫の寄主が好む作物を植えることにより圃場の在来天敵を増やし、害虫を低密度に保つ。
- ・圃場にくず米をまいてスズメを呼び寄せ、その際、害虫を食べさせる。
- ・無農薬栽培、減農薬栽培又は天敵に影響の少ない農薬の使用により圃場中の天敵昆虫の数を増やし、害虫を低密度に保つ。

(2) その他考え得るもの

- ・病虫害等や雑草を食べることがある脊椎動物全般
- ・雑草を食べる水棲の貝や甲殻類全般
- ・土壌病虫害を減らす効果のある植物、他感作用により他の植物の生育を防ぐ植物、害虫を忌避したり天敵を呼び寄せる効果を有する植物等

3. 肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当するもの
 （副次的に病害虫への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの）

(1) 情報提供のあったもの

資材名	対象病害虫	対象農作物	提供された情報の中に記入されていた、目的・効果
カリ肥料		野菜等	つや出し、糖度・品質向上
ケイ酸カリウム	各種病害虫	稲、野菜	耐病性等の向上、品質向上
ケイ酸石灰	各種病害虫	稲	耐病性等の向上
ケイ酸マグネシウム		果樹	生理落果防止、樹勢回復
硝酸カルシウム		農作物全般	倒伏軽減、生理障害の防止
硫酸カルシウム（石膏）		農作物全般	倒伏軽減、生理障害の防止
リン酸剤（リン酸肥料）		果樹	品質向上
ポリリン酸カリウム		果樹	着果促進、品質向上
塩化カルシウム		トマト	カルシウム欠乏による尻腐れ病の防止
硫酸マグネシウム		作物全般	マグネシウム欠乏症の防止
ホウ素入りカルシウム		野菜等	生理障害の防止
EDTA-4H のカルシウム塩		野菜、果樹、花き等	カルシウム欠乏、浮き皮の防止

(注1) その他、肥料である硫酸アンモニウムをナメクジの防除に、尿素肥料を雑草の防除に使用しているという情報提供があったが、肥料の用途外使用であり、この表には掲げなかった。

(注2) 資材名は、情報提供のあった名称を用いており、肥料取締法上の肥料の種類とは一致しない。

(2) その他考え得るもの

植物に栄養を与える目的で植物又は土壤に与えられる資材

4. 使用方法からみて農薬に該当しないもの
 ・ 情報提供のあったもの

資材名	対象農作物	提供された情報の中に 記入されていた目的・効果
ヒカゲノカズラの胞子 (石松子)	果樹	赤い色を利用し、人工授粉用の花粉に混ぜ、目印・増量剤として使用
固形アルコール	カキ	渋柿の渋取り
エポック 性炭酸カルシウム	イチジク	樹幹の凍結防止
酸化(二酸化)チタン	施設栽培	散布後や養液栽培中の農薬の分解促進
食用着色料	野菜	植物成長調整剤に混ぜ薬剤が付着したかどうかを確認
にがり	作物全般	食味向上、品質促進
エチレングリコール(不凍液)	秋まき小麦	防除機械に混ぜ機械の凍結を防止
木工用ボンド	果樹	選定や接ぎ木の断面に塗り、固化させて病菌の侵入を防ぐ
水 (普通の水) (注1)	施設野菜	葉面散布してうどんこ病を防ぐ

(注1) 水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

(注2) このほか、農業施設や機具等の消毒にのみ使用されている薬剤に係る情報提供があったが、このような薬剤であっても農産物の防除目的で使用された場合は農薬に該当するため、この表には掲げなかった。

(別紙3)

1. 薬剤でないもの (物理的防除等)

(1) 情報提供のあったもの

資材名・防除法名	手段の区分	対象病虫害等	提供された情報の中に記入されていた効果
水蒸気	熱	土壌病虫害	殺虫・殺菌
熱湯	熱	土壌病虫害	殺虫・殺菌
温風	熱	—	成長調整 (生育促進)
地中加温	熱	—	成長調整 (生育促進)
太陽熱消毒法	熱・光	土壌病虫害	殺菌
UVカットフィルム	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
昆虫行動制御灯 (黄色蛍光灯)	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
誘蛾灯	光	害虫	誘引し、その後捕殺
反射マルチ	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
電灯、発光ダイオード 等による照明	光	病虫害	忌避、誘引等により被害軽減
紫外線投光器	光	病菌	溶液の殺菌
紙 (紙マルチ)	発芽・成長 の阻止	雑草	発芽、成長を妨げる
多目的防災網	移動の阻止	害虫	侵入を妨げる
粘着板・粘着シート	移動の阻止	害虫	誘引し粘着させる
防虫網・寒冷紗	移動の阻止	害虫	侵入を妨げる
防虫袋(果実袋)	移動の阻止	病虫害	侵入を妨げる
抗菌マルチ	移動の阻止	病虫害	侵入を妨げる

(注) 上記のもののうち薬剤を染みこませたものは除く。

(2) その他考え得るもの

資材名・防除法名	手段の区分	対象病虫害等	効果
UV(紫外線)反射フィルム	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
電撃殺虫器	光・電気	害虫	誘引し、電撃により殺虫
樹幹へのわら巻き	移動の阻止	害虫	わらに害虫を集め、焼却
溝掘り	移動の阻止	害虫	圃場の周りに溝を掘ることにより移動を阻止
水田の水(深水栽培)	発芽・成長 の阻止	水田の雑草	発芽・成長を妨げる
爆音器	音	鳥獣	忌避

